

令和7年度 江戸川区立葛西第三中学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約等

学校の教育目標

- よく学び、よく考える自主性のある中学生(自発)
- 心身共に健康で礼儀正しい中学生(礼儀)
- 規律と責任を重んじ、よく働く中学生

目標策定の方針

- 学校、地域の実態…落ち着いた環境にある
- 地域の期待や願い…地域に根ざした学校教育
- 保護者の期待や願い…確かな学力を身につけること

人権教育の目標

- あらゆる差別や偏見をなくし、人間尊重や思いやりの心を育てる。
- 職場体験、ボランティア体験等を通して、人間として生き方について考えさせる。○職場体験、ボランティア体験等を通して、人間として生き方について考えさせる。

目指す児童・生徒像

- 身近な人権課題に対して偏見や差別の解消に努める
- 誰にでも明るく、心のふれ合うあいさつのできる生徒
- 自他の生命や人権を尊重する思いやりの心を持った生徒
- いじめをなくし、のぞましい人間関係を築いていける生徒

人権教育に関する指導の実態把握

- ・生徒会による「いじめ撲滅宣言」に基づき、人権意識をもちいじめのない学校をめざしている。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・学校の全教育活動を通して、思いやりに満ちた人間関係を築くとともに、身近な人権課題に気づき、これを自分たちの問題としてとらえ、協力していこうとする力を育てる。
- ・各教科の中で、特に人権に関わる様々な課題を取り上げたりし、問題を主体的に解決しようとする力を育てる。また人権教育のねらいを踏まえ、各教科等に示された能力や態度を育てる。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

道徳教育：人権尊重の精神を基調に、自他を尊重する心、思いやりの心と奉仕の態度を養う。
特別活動：学級活動を通して規範意識を育て、個人を尊重するとともに集団の一員としてのあり方を身につけさせる。
<生活の場で>・いじめや、仲間はずれをしない。／・誰にでも明るくあいさつをする。／・人と励まし合い、協力して活動する。
<学習の場で>・相手の立場に立って発言や発表を聞く。／・他人の失敗や誤りを揶揄しない。
<都の人権教育>「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」
「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「北朝鮮による拉致問題」「インターネットによる人権侵害」
「犯罪被害者やその家族」「個人情報の流出やプライバシーの侵害」

学年・学級経営

- 1年：自主自立の精神を高め、心身共に豊かな人間性を育てるとともに、よいものを素直に受け入れる生徒を育てる。
- 2年：自ら良さを伸ばすとともに、他者の立場を尊重し、共に高め合う態度を育てる。
- 3年：学校生活の様々な場面でお互いに認め合い、協力し合い補い合える思いやりの心を育てる。

日常的な指導

一人一人の生徒理解に努め、良さや、個性を発見し伸ばす努力をする。日常生活の中で、差別的な言動や考え方をしないように指導する。

教科等の指導

国語：適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を養う。
社会：民主的・平和的な国家、社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
数学：数理的に考察する能力を育てる。
理科：科学的に調べる能力と態度、生命を尊重する態度を育てるとともに、科学的な見解や考え方を養う。
音楽：豊かな情操を養う。
美術：豊かな情操を養う。
保健体育：協力、公正な態度を育てる。
技術・家庭：生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。
外国語：積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

人権教育の年間指導計画のための方針

- ・各教科等の相互の関連を図り、人権教育が効果的に実現できるよう指導内容や方法を構造化する。
- ・時期に応じた学校行事との関連を図る。

教職員の研修

- ・人権教育を推進するために、研修委員会で内容を検討し、計画的に様々な研修等を充実する。

校種間の連携

- ・小中連携プログラムに基づき、授業参観をし合い、連携を図る。
- ・上級学校調べや上級学校訪問を通じて、上級学校との連携を図る。

家庭・地域との連携

- ・外部評価を定期的に行う。
- ・面談の期間だけでなく、日常的に保護者と連携をとれるよう便り、ホームページを使って行う。